

定 款

一般社団法人 トースミニカ

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 トースミニカと称する。
英文では、TOKHOSMINICA Associationと表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。
2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

第3条 当法人は、発達障害のある児童及び青少年並びにその家族に対する支援を行うとともに、児童及び青少年の健全な育成、並びに勤労者の福祉に貢献することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 発達障害のある児童及び青少年に関する情報の収集と提供
- (2) 発達障害のある児童及び青少年の健全な育成に関する調査・研究
- (3) 会員相互の連携、協力及び交流のための諸活動の実施
- (4) 関連するイベントの企画及び運営
- (5) 学習・就労等に関する相談と支援
- (6) 支援員・施術者等の人材育成
- (7) 関連書籍及び関連用品の企画・印刷・製作・販売
- (8) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業
- (9) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 会員及び社員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し入会した個人
- (2) 一般会員 当法人が提供するイベントに参加するために入会した個人及び団体
- (3) 賛助会員 当法人の事業を賛助し、賛助を通して参加するために入会した個人

(入会)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、当法人所定の様式による申込をし、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 入会の承認を受けた者に対しては、当法人から本人に通知する。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、社員総会において別に定めるところにより届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、一般法人法第19条第2項に定める社員総会の特別決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して半年以上されなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡した若しくは失踪宣言を受け、または解散したとき
- (4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (5) 退会したとき
- (6) 除名されたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。社員たる正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第12条 当法人は、正会員、一般会員、賛助会員の氏名又は名称及び住所を記載した「正会員名簿」、「一般会員名簿」、「賛助会員名簿」を作成する。「正会員名簿」をもって一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

第3章 社員総会

(種別)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(権限)

第14条 社員総会は、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定めた事項に限り決議する。

(構成)

第15条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は社員1名につき1個とする。

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

- 2 臨時社員総会は、理事会が必要と判断した場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招

集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

(議長)

第 18 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定めた事項

(決議及び報告の省略)

第 20 条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につきすべての社員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事がすべての社員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

2 議事録には、議長及び社員総会において選出された議事録署名人 2 名が署名又は記名押印する。

第 4 章 役 員

(員数)

第 22 条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 7 名以内
 - (2) 監事 1 名以上
- 2 理事のうち、1 名を一般法人法が定める代表理事とする

(選任等)

第 23 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

- 第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員として選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、辞任又は任期満了時において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(役員解任)

- 第 27 条 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、第 19 条第 2 項に定める社員総会の特別決議によりこれを行う。

(役員報酬等)

- 第 28 条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬、賞与、その他の職務執行の対価として、当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）として支給することができる。
- 2 理事及び監事に対して、その職務を執行するために要した旅費を、理事会において定める旅費規程に基づき支給することができる。

(取引の制限)

- 第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

- 第 30 条 当法人は、役員的一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。
- 2 当法人は、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る）又は監事との間で、一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する締結することができる。ただし、その契約に基づき、賠償責任の限度額は、金 30 万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規定の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事の選定及び解職
- (6) 事業計画及び予算の承認
- (7) その他法令又は定款に規定する職務

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲り受け。
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 第30条第1項の責任の免除

(招集)

第33条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

(決議及び報告の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異論を述べたときは、その限りではない。

2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、その限りではない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は毎年7月25日から翌年7月24日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間据え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(会計の原則)

第40条 当法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計慣行に従うものとする。

(余剰金の不分配)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第42条 この定款は、第19条第2項に定める社員総会の特別決議により変更することができる。

(解散)

第43条 当法人は法令に定める解散事由の他、第19条第2項に定める社員総会の特別決議により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が解散等により清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

■変更履歴

平成 29 年 7 月 25 日 第 2 条（主たる事務所）変更